

特 記 仕 様 書

第1章 総則

第1節 適用

- 1 本特記仕様書は、三原市久井町坂井原 農業用施設災害復旧工事（501農道有光線）に適用する。
- 2 本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。
農業土木共通仕様書（令和4年4月）・農林土木工事施工管理基準（令和6年8月）広島県
土木工事共通仕様書（令和6年8月）・土木工事施工管理基準（令和6年8月）・写真管理基準（令和6年8月）広島県
※ 土木工事共通仕様書・管理基準、農林土木共通仕様書・管理基準は「広島県の調達情報」に掲載している。
<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>
・その他関連規格類

第2節 現場代理人等の兼務

受注者は、三原市が定める「現場代理人及び主任技術者の配置について（令和6年1月10日）」により、現場における現場代理人又は技術者等との兼務を発注者に申請することができる。

<https://www.city.mihara.hiroshima.jp/uploaded/attachment/143324.pdf>

第3節 法令及び条例等の遵守

- 1 次の内容について、施工計画書の「その他」項目に記載すること。
 - (1) 工事の実施にあたり、発注者から明示された、又は、受注者が行うべき「法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件」
 - (2) 上記(1)の内容について「不測の事態等が生じた場合の対応方法」
 - (3) 上記(1)、(2)の内容について「現場作業に従事する者に対する周知の方法」
- 2 「施工方法」等の関連する項目に、許可承諾条件等を適切に反映すること。
- 3 「法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件」等の変更が生じた場合は、施工計画書の内容に重要な変更が生じたものとし、変更施工計画書を提出すること。

第4節 建設副産物

本工事における建設副産物については、土木工事共通仕様書1-1-2-11 建設副産物のとおり取り扱うこととする。なお、「再生資源利用計画」、「再生資源利用促進計画」及び「実施書の提出」については、次のとおりとする。

- 1 再生資源利用計画及び再生資源促進計画
受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画（5の確認結果票を含む）を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。なお、その内容に変更が生じたときは、速やかに利用計画及び促進計画を変更し、監督職員に報告しなければならない。
- 2 計画の掲示及び公表
受注者は、1の再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。
現場掲示様式については、次のURLを参考に作成すること。
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm
- 3 実施書の提出
受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督職員に提出しなければならない。なお、受注者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の作成後、工事完成から5年間保存しなければならない。

- 4 工事現場の管理体制
受注者は、再生利用の促進を行うため、工事現場における建設副産物責任者を置くことにより、管理体制を整備するとともに、当該責任者に対し、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の内容について現場担当者の教育を十分行うこと及び、関係する他の施工者及び資材納入業者もこれを周知徹底することを指導するものとする。
- 5 建設発生土搬出に関する関係法令の手続きの確認及び確認結果票の作成
受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を確認し、また各事項の確認の結果を記載した書面（確認結果票）を作成しなければならない。
※確認結果票は「広島県の調達情報」に掲載している。
 - (1) 工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第7項又は第4条第1項の規定による届出を要する場合にあつては、当該届出がされている。
 - (2) 再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先における建設発生土の搬入に係る行為に関する次に掲げる事項
ア 当該行為が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定による許可を要する場合にあつては、当該許可を受けている。
イ 当該行為が盛土規制法第21条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定による届出を要する場合にあつては、当該届出がされている。
 - (3) 上記(1)、(2)に掲げる事項のほか、再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先が適正であることを確認するために必要な事項その他の建設発生土の搬出に関する事項
- 6 運搬業者への通知
受注者は、建設発生土の運搬を行う者に対し、再生資源利用促進計画及び確認結果票の内容を通知するものとする。またその内容に変更が生じたときには、速やかに運搬を行う者に通知するものとする。
- 7 確認結果票の掲示及び公表
受注者は、確認結果票を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。
- 8 確認結果票の保管
受注者は、確認結果票を建設工事の完成後5年間保存するものとする。
- 9 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求
受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに当該搬出先の管理者（搬出先が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、次に掲げる事項を記載した受領書の交付を求めるものとする。
 - (1) 建設発生土の搬出先の名称（搬出先が工事現場である場合は、建設工事の名称。）及び所在地
 - (2) 建設発生土を搬出先の受注者の商号、名称又は氏名
 - (3) 建設発生土の搬出元の名称及び所在地
 - (4) 建設発生土の搬出量
 - (5) 建設発生土の搬出が完了した日
- 10 建設発生土の搬入元への受領書の交付
受注者は、建設発生土を利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、速やかに当該搬入元の管理者（搬入元が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、前号に掲げる事項を記載した受領書を交付するものとする。
- 11 受領書の内容確認
受注者は、搬出先から受領書の交付を受けたときは、再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認する。
- 12 受領書の保管
受注者は、受領書又はその写しを建設工事の完成後5年間保存するものとする。
- 13 建設発生土の最終搬出先までの確認
受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画に記載した搬出先（次の(1)から(4)のいずれかに該当する搬出先を除く。）から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該他の搬出先への搬出に関する9(1)～(5)に関する事項を記載した書面を作成するとともに、当該書面を当該再生資源利用促進計画に係る建設工事の完成後5年間保存するものとする。建設発生土が更に他の搬出先へ搬出されたときも、同様とする。
 - (1) 国又は地方公共団体が管理する場所であつて、受入れ完了後に当該国又は地方公共団体が受領書を交付する場合
 - (2) 受注者の管理下にある他の工事現場で利用するために一時堆積する場合
 - (3) ストックヤード運営事業者登録規定により国に登録されたストックヤード
 - (4) 9の受領書の土砂の利用種別が「盛土利用等」である建設発生土受入地（再搬出ししないもの）

第2章 施工条件

第1節 用地

現場の復旧
原形復旧とする。

第2節 建設副産物

1 建設発生土（搬出）（建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（指定処分A））

当該工事により発生する建設発生土は、公の関与する埋立地、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地、又は建設発生土受入地（一時たい積）のいずれかに搬出するものとする。

また、搬出先として、運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になる建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地、又は建設発生土受入地（一時たい積）を見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き残土処分に必要な費用（単価）は変更しない。

搬出場所 有限会社正栄工業リサイクルセンター

なお、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地、又は建設発生土受入地（一時たい積）への搬出が困難となった場合は、発注者と受注者が協議するものとする。

2 産業廃棄物の場外保管

当該工事により発生する産業廃棄物を事業場の外（建設工事現場以外の場所）において300m²以上の面積で保管する場合には、保管場所を所管する都道府県知事又は政令市長に事前の届出を行うこと。また、届出事項を変更する場合は事前に変更届を、保管をやめたときは30日以内に廃止届を提出すること。ただし、産業廃棄物処理業等の許可施設における保管は届出対象外とする。

3 産業廃棄物（搬出）

受注者は、流木等を現場外搬出する場合は、産業廃棄物処理計画書を提出し監督員の承諾を得た後に処理しなければならない。

産業廃棄物処理計画書には、次の関係書類を添付しなければならない。

産業廃棄物処理委託契約書（写）

処理業者の許可証（写）

積込・保管施設、中間処理施設、最終処分場までの運搬経路地図及び写真

受注者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されていることを確認するとともに、産業廃棄物処理状況のわかる写真とともに、施工管理資料として提出しなければならない。

また、受注者は平均的な大きさの流木の直径、長さを撮影し、施工管理資料として提出しなければならない。

第3節 その他

1 工事中機資材の置き

受注者が責任を持って確保すること。

2 工事保険等

受注者は、本工事において第三者に与えた損害を補填する保険又はその他必要にする建設工事に関連する保険等に加入しなければならない。また、加入した保険等については、保険証券の写し（保険以外の場合はそれに代わるもの）を監督員に提出すること。

なお、加入に必要な保険料等は、設計で現場管理費に見込んでいる。

3 法定外の労災保険の付保

(1) 受注者は、本工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（以下「法定外の労災保険」という。）を付保しなければならない。

(2) 受注者は、建設工事請負契約約款第54条に基づき、法定外の労災保険契約を締結したときは、その証券またはこれに代わるものを速やかに監督員に提示しなければならない。

(3) 法定外の労災保険は、政府の労働災害補償保険とは別に上乘せ給付等を行うことを目的とするものであり、（公財）建設業福祉共済団、（一社）建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、（一社）全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法に基づいて契約を締結しているものとする。

4 週休2日適用工事

本工事は、週休2日工事等の対象外とする。

第3章 その他

本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項または、その内容に疑義が生じた場合は、監督員の指示を受けること。

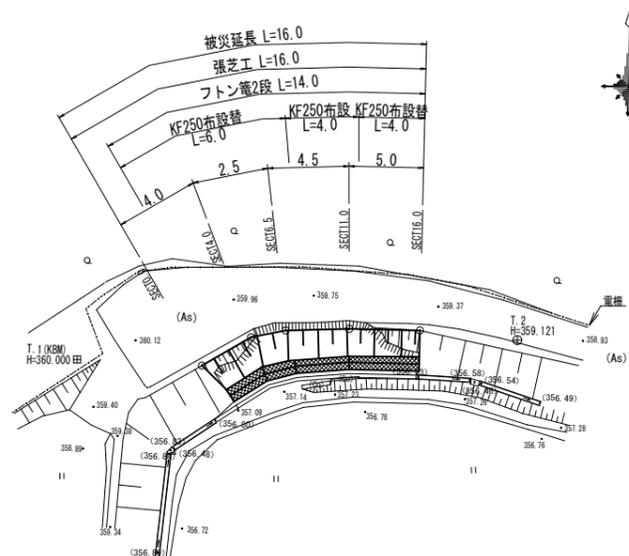
工事数量総括表

費目・工種明細など	規格1・規格2	単 位	数量(前回)	数量(今回)	備 考
本工事費					
災害復旧工事(農道有光線)		式		1	レベル1
土工		式		1	レベル2
掘削工		式		1	レベル3
土砂掘削	土砂	m3		45	レベル4
盛土工		式		1	レベル3
盛土	砂質土	m3		26	レベル4
整形仕上げ工		式		1	レベル3
法面整形(盛土部)		m2		44	レベル4
残土処理工		式		1	レベル3
残土処理	砂質土	m3		19	レベル4
法面工		式		1	レベル2
作業土工		式		1	レベル3
床掘		式		1	レベル4
埋戻		式		1	レベル4
植生工		式		1	レベル3
張芝	人工芝(幅 100cm程度)	m2		44	レベル4
かご工		式		1	レベル3

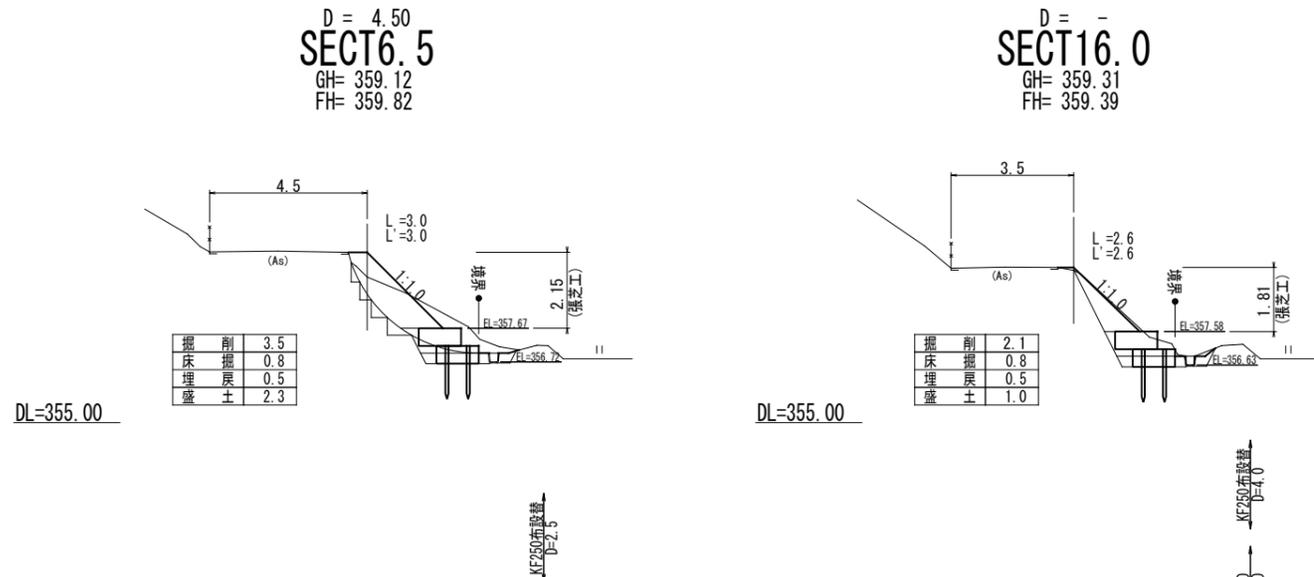
工事数量総括表

費目・工種明細など	規格1・規格2	単 位	数量(前回)	数量(今回)	備 考
フトン籠工	階段式 高さ50cm×幅120cm	m		28	レベル4
構造物撤去工		式		1	レベル2
構造物取壊工		式		1	レベル3
コンクリート取壊		式		1	レベル4
水路工		式		1	レベル2
水路布設替		式		1	レベル3
角フリューム水路布設	K F - 2 5 0	m		14	レベル4
直接工事費					
共通仮設費率分額					
共通仮設費計					
純工事費					
現場管理費					
工事原価					
一般管理費率分					
一般管理費計					
工事価格計					
消費税相当額計					
請負工事費計					

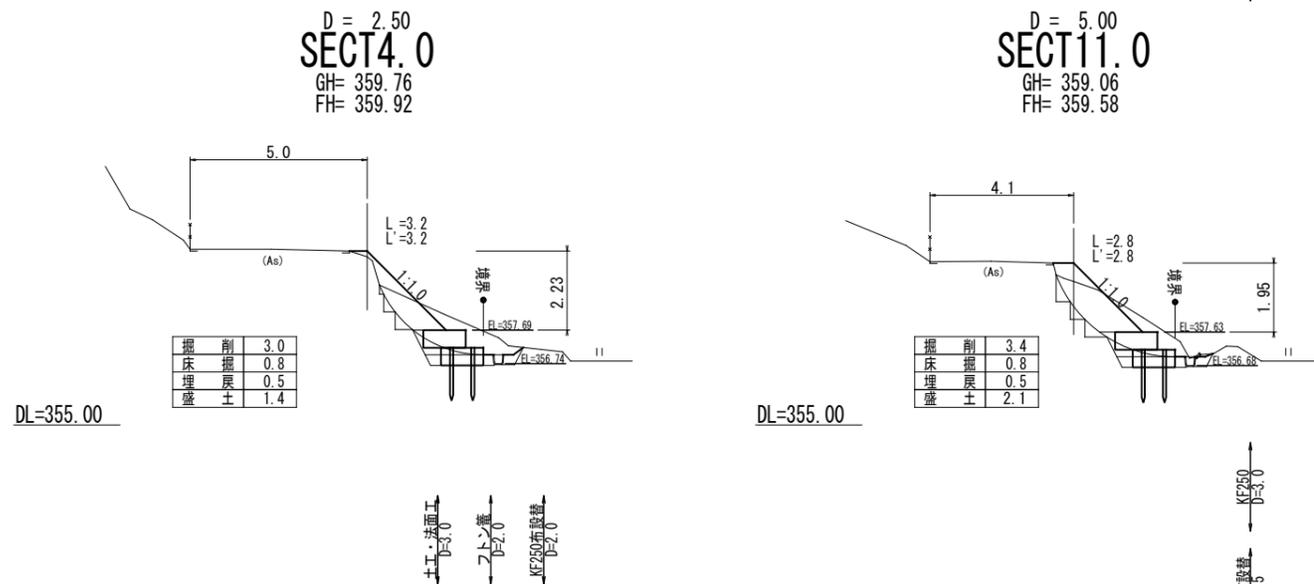
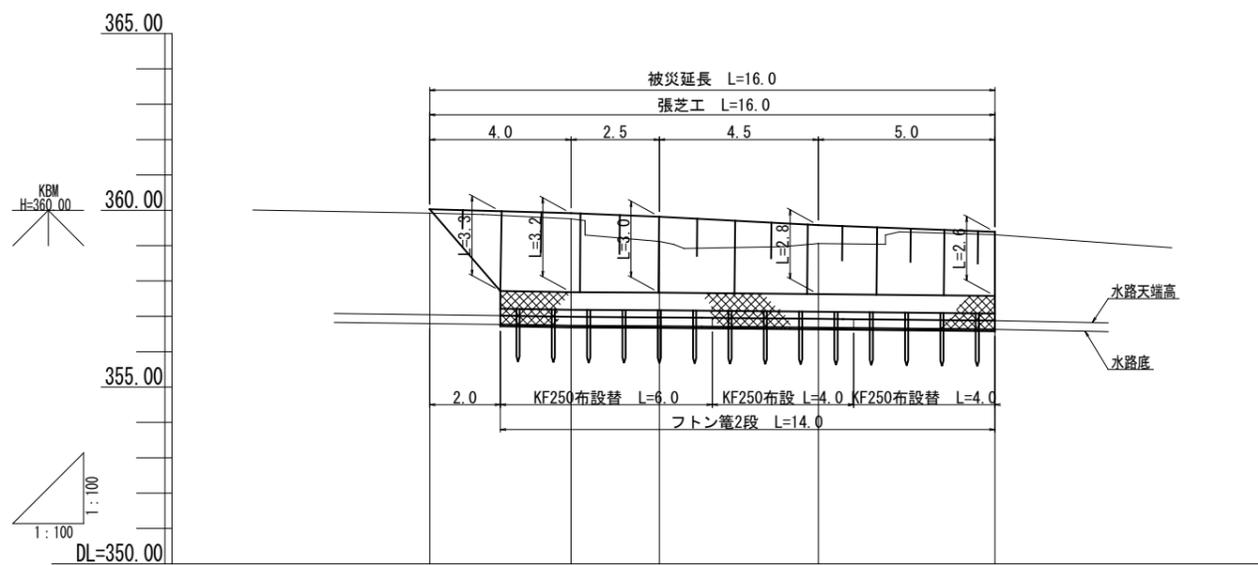
平面図 縮尺=1:250



横断面図 縮尺=1:100



縦断面図 V = 1:100
H = 1:100



水路勾配					
計画高	360.03	359.92	359.92	359.58	359.39
地盤高	359.92	359.76	359.12	359.06	359.31
追加距離	0.00	4.00	6.50	11.00	16.00
点間距離	0.00	4.00	2.50	4.50	5.00
測点	SECT0.0	SECT4.0	SECT6.5	SECT11.0	SECT16.0

501
204

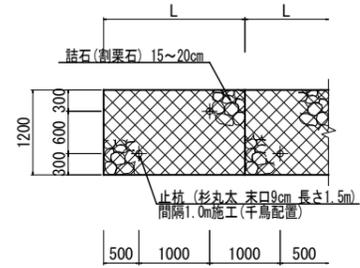
小運搬 なし	
図面の名称	図面番号
令和6年6月30日~7月1日 梅雨前線豪雨災害 復旧計画図 久井町 農道有光線	1 / 2
測量	令和 年 月 日 終了
設計	
燃原図	
図複写	

構造図

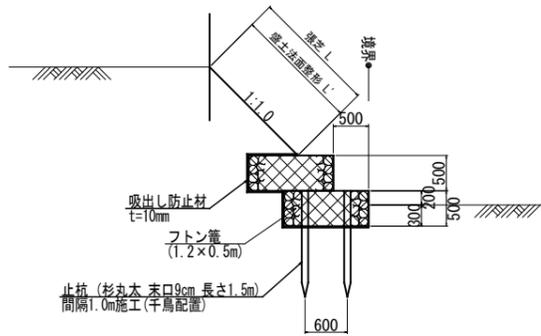
フトン籠

縮尺=1:50

平面図

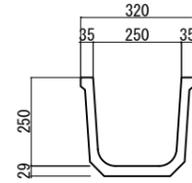


側面図



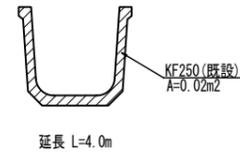
KF250・KF250布設替

縮尺=1:10



コンクリート取壊し

縮尺=1:10

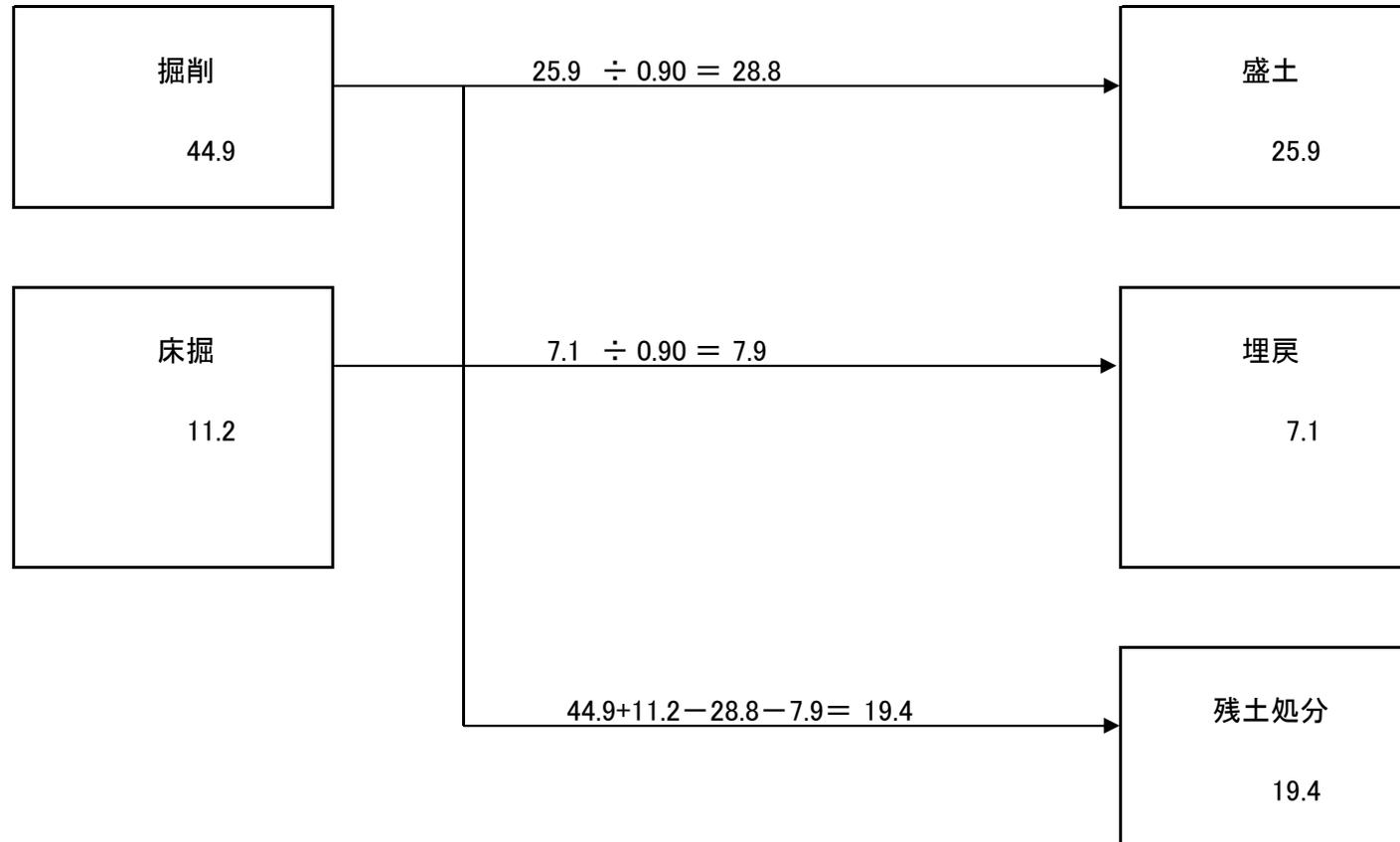


小運搬 なし	
図面の名称	図面番号
令和6年6月30日~7月1日 梅雨前線豪雨災害 復旧計画図 久井町 農道有光線	2 2
測量	令和 年 月 日終了
設計	
燃原図	
図複写	

参考資料

(農業用施設災害復旧工事(501農道有光線))

土量配分表



総括情報表

変更回数 適用単価地区 単価適用日 諸経費体系	0 68 三原市(久井) 00-06.10.01(0) 9 公共(011015~)		
	当世代	前世代	
諸経費工種 工事費端数区分 週休補正区分 施工地域・工事場所区分 契約保証費区分 前払支出割合区分 軽油区分 復興補正区分 ICT補正区分	04 道路改良工事 01 千円未満切捨 00 補正なし 05 中山間地域 03 計上しない 00 補正なし 00 一般軽油使用 00 補正なし 00 補正なし		

本工事費

内訳表

本工事費	費目・工種・施工名称など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	災害復旧工事（農道有光線）					レベル1
	土工	1	式			レベル2
	掘削工	1	式			レベル3
	土砂掘削 土砂	1	式			レベル4
	掘削 土砂 上記以外(小規模) 標準	45	m3			00
	盛土工	45	m3			単第 0 -0001号表 レベル3
	盛土 砂質土	1	式			レベル4
	機械併用盛土(小規模土工)	26	m3			00
		26	m3			単第 0 -0002号表

本工事費

内訳表

費目・工種・施工名称など	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
整形仕上げ工									レベル3	
	1			式						
法面整形（盛土部）									レベル4	
	44			m2						
法面整形 盛土部 法面締め無し 現場制約無し レキ質土,砂及び砂質土,粘性土									00	
	44			m2					単第 0 -0005号表	
残土処理工									レベル3	
	1			式						
残土処理 砂質土									レベル4	
	19			m3						
土砂等運搬 小規模 土砂(岩塊・玉石混り土含む) DID区間無し 距離6.0km以下(5.0km超)									00	
	19			m3					単第 0 -0006号表	
処分費対象額調整（直接工事費計上分） 「処分費等」の取扱いによる										
建設発生土受入費 土砂									00	
	19			m3						
法面工									レベル2	
	1			式						

本工事費

内訳表

費目・工種・施工名称など	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
作業土工									レベル3	
床掘	1			式					レベル4	
床掘り 土砂 上記以外(小規模)	11			m3					00	
埋戻	11			m3					単第 0 -0007号表 レベル4	
機械併用埋戻(小規模土工)	7			m3					00	
植生工	7			m3					単第 0 -0008号表 レベル3	
張芝	1			式					レベル4	
人工芝(幅 100cm程度)	44			m2					00	
芝付工 全面張 人工芝(幅 100cm程度)	44			m2					単第 0 -0009号表 レベル3	
かご工	1			式						

本工事費

内訳表

費目・工種・施工名称など	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
純工事費						
現場管理費						
工事原価						
一般管理費率分						
一般管理費計						
** 工事価格計 **						
** 消費税相当額計 **						
** 請負工事費計 **						

施工単価表

掘削

SPK24040001

単第 0 -0001号表

土砂 上記以外(小規模)

標準

1

m3 当り

機械構成比: 27.26% 労務構成比:

61.70%

材料構成比: 11.04%

市場単価構成比: 0.00%

標準単価:

1,212.3000

代表機労材規格(積算地区)	構成比	単価(積算地区)	代表機労材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
バックホウ(クローラ型) 標準型・排2 山積0.28/平積0.2m3	27.26%		バックホウ(クローラ型) 標準型・排2 山積0.28/平積0.2m3		MTPC00062 MTPT00062
運転手(特殊)	61.70%		運転手(特殊)		RTPC00006 RTPT00006
軽油 パトロール給油,2~4KL積載車給油	11.04%		軽油パトロール給油		TTPC00013 TTPT00013
積算単価			積算単価		EP001
A=1 土砂 E=7 標準			B=5 上記以外(小規模)		

施工単価表

機械投入(バックホウ)

SPK24040007

単第 0 -0003号表

土砂

小規模(標準)

1

m3 当り

機械構成比: 27.26%

労務構成比:

61.70%

材料構成比:

11.04%

市場単価構成比:

0.00%

標準単価:

1,068.6000

代表機労材規格(積算地区)	構成比	単価(積算地区)	代表機労材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
バックホウ(クローラ型) 標準型・排2 山積0.28/平積0.2m3	27.26%		バックホウ(クローラ型) 標準型・排2 山積0.28/平積0.2m3		MTPC00062 MTPT00062
運転手(特殊)	61.70%		運転手(特殊)		RTPC00006 RTPT00006
軽油 パトロール給油,2~4KL積載車給油	11.04%		軽油パトロール給油		TTPC00013 TTPT00013
積算単価			積算単価		EP001
A=1 土砂			B=4 小規模(標準)		

施工単価表

法面整形

SPK24040025

単第 0 -0005号表

盛土部 法面締固め無し 現場制約無し

レキ質土,砂及び砂質土,粘性土

1

m2 当り

機械構成比: 12.42% 労務構成比:

75.20% 材料構成比: 12.38%

市場単価構成比: 0.00%

標準単価:

433.3700

代表機労材規格(積算地区)	構成比	単価(積算地区)	代表機労材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
<賃>バックホウ(クローラ型) 山積0.8m3(平積0.6) 排1~3,2011,2014	12.42%		バックホウ クローラ型 山積0.8m3(平積0.6m3)		KTPC00018 KTPT00018
普通作業員	33.11%		普通作業員		RTPC00002 RTPT00002
運転手(特殊)	28.76%		運転手(特殊)		RTPC00006 RTPT00006
土木一般世話役	13.33%		土木一般世話役		RTPC00009 RTPT00009
軽油 パトロール給油,2~4KL積載車給油	12.38%		軽油パトロール給油		TTPC00013 TTPT00013
積算単価			積算単価		EP001
A=1 盛土部 C=2 現場制約無し E=1 -(全ての費用)			B=2 法面締固め無し D=2 レキ質土,砂及び砂質土,粘性土		

施工単価表

土砂等運搬

SPK24040002

単第 0 -0006号表

小規模 土砂(岩塊・玉石混り土含む)

DID区間無し 距離6.0km以下(5.0km超)

1

m3 当り

機械構成比: 24.45% 労務構成比:

63.42% 材料構成比: 12.13%

市場単価構成比: 0.00%

標準単価:

1,943.1000

代表機材規格(積算地区)	構成比	単価(積算地区)	代表機材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
ダンプトラック[オンロード・ディーゼル] 4t積級 (タイヤ損耗費及び補修費(良好)を含む)	24.45%		ダンプトラック[オンロード・ディーゼル] 4t積級 (タイヤ損耗費及び補修費(良好)を含む)		MTPC00017T1 MTPT00017T1
運転手(一般)	63.42%		運転手(一般)		RTPC00007 RTPT00007
軽油 パトロール給油, 2~4KL積載車給油	12.13%		軽油パトロール給油		TTPC00013 TTPT00013
積算単価			積算単価		EP001
A=2 小規模 C=1 土砂(岩塊・玉石混り土含む) F=28 距離6.0km以下(5.0km超)			B=5 バックホウ山積0.28m3(平積0.2m3) D=1 DID区間無し		

施工単価表

床掘り

SPK24040015

単第 0 -0007号表

土砂 上記以外(小規模)

1

m3 当り

機械構成比: 19.87% 労務構成比: 72.99% 材料構成比: 7.14% 市場単価構成比: 0.00% 標準単価: 2,170.7000

代表機労材規格(積算地区)	構成比	単価(積算地区)	代表機労材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
バックホウ(クローラ型) 後方超小旋回型・排2 山積0.28/平積0.2m3	19.87%		バックホウ(クローラ型) 後方超小旋回型・排2 山積0.28/平積0.2m3		MTPC00083 MTPT00083
運転手(特殊)	39.96%		運転手(特殊)		RTPC00006 RTPT00006
普通作業員	33.03%		普通作業員		RTPC00002 RTPT00002
軽油 パトロール給油,2~4KL積載車給油	7.14%		軽油パトロール給油		TTPC00013 TTPT00013
積算単価			積算単価		EP001
A=1 土砂 E=1 -(全ての費用)			B=5 上記以外(小規模)		

施工単価表

ふとんかご

SPK24040135

単第 0 -0010号表

設置

階段式 高さ50cm×幅120cm

1

m 当り

機械構成比: 5.94%

労務構成比: 32.44%

材料構成比: 61.62%

市場単価構成比: 0.00%

標準単価:

15,885.0000

代表機労材規格(積算地区)	構成比	単価(積算地区)	代表機労材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
バックホウ(クローラ型) 標準型・排3 山積0.8/平積0.6m3	5.94%		バックホウ(クローラ型) 標準型・排3 山積0.8/平積0.6m3		MTPC00152 MTPT00152
普通作業員	18.05%		普通作業員		RTPC00002 RTPT00002
特殊作業員	5.37%		特殊作業員		RTPC00001 RTPT00001
運転手(特殊)	5.02%		運転手(特殊)		RTPC00006 RTPT00006
土木一般世話役	4.00%		土木一般世話役		RTPC00009 RTPT00009
角形じゃかごパネルタイプ GS-3,線径4.0(#8) 網目13cm,高さ50cm,幅120cm	30.01%		ふとんかご角形パネルタイプ GS-3線径4.0mm(#8)網目13cm,50cm×120cm		TTPC00036 TTPT00036
割ぐり石 200~150mm	23.50%		詰石割栗石 150-200mm		TTPC00007 TTPT00007
軽油 パトロール給油,2~4KL積載車給油	2.27%		軽油パトロール給油		TTPC00013 TTPT00013
その他(材料)			その他(材料)		EZ009

施工単価表

殻運搬

SPK24040151

単第 0 -0013号表

Co(鉄筋)構造物とりこわし

DID区間無し 運搬距離14.4km以下(10.9km超)

1

m3 当り

機械構成比: 41.69% 労務構成比:

43.88% 材料構成比: 14.43% 市場単価構成比: 0.00%

標準単価: 2,501.8000

代表機材規格(積算地区)	構成比	単価(積算地区)	代表機材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
ダンプトラック[オンロード・ディーゼル] 10t積級 (タイヤ損耗費及び補修費(良好)を含む)	41.69%		ダンプトラック[オンロード・ディーゼル] 10t積級 (タイヤ損耗費及び補修費(良好)を含む)		MTPC00018T1 MTPT00018T1
運転手(一般)	43.88%		運転手(一般)		RTPC00007 RTPT00007
軽油 パトロール給油,2~4KL積載車給油	14.43%		軽油パトロール給油		TTPC00013 TTPT00013
積算単価			積算単価		EP001
A=2 C=1 E=1	Co(鉄筋)構造物とりこわし DID区間無し -(全ての費用)		B=1 D=50	機械積込 運搬距離14.4km以下(10.9km超)	

位置図

(34.497243 133.026363)



この図は、国土地理院地図を使用したものである。